

植物工場の税負担軽く 政府、企業の参入を後押し

2017/5/22 付 日本経済新聞

政府は野菜などを屋内で人工的に栽培する植物工場にかかる税負担を軽減する検討に入った。現在は農地をコンクリートで舗装して植物工場を建てた場合、その土地は農地ではなくなり、固定資産税が上がってしまう。舗装しても引き続き農地と認定できるようにし、工場を運営する企業の税負担を軽くする。最新技術を駆使する企業の参入を後押しし、農業の成長産業化につなげる。

政府の規制改革推進会議が23日に安倍晋三首相に提出する答申に盛り込む。政府は今年度中に本格的な検討作業に入る。

農地法は農地を「耕作の目的に供される土地」と定義する。農地の上にコンクリートを敷いて植物工場を建てる、耕作できない土地とみなされ、農地ではなくなると解釈されてきた。植物工場は2017年2月時点で全国に約350カ所ある。

総務省によると、10アールあたりの固定資産税の平均税額(15年度)は農地が1000円なのに対し、植物工場などが建つ農業用施設用地は1万2000円と開きがある。工場建設で税負担が10倍以上増えるため、日本商工会議所や大阪府などが規制緩和を求めていた。

答申は「農地に農業用ハウスを設置する場合などには農地と同様の取り扱いをすべきだ」と求める。農林水産省などは農地法の改正か課長通知による運用見直しを軸に農地の解釈変更策を詰め、植物工場の税負担軽減につなげる。

IT(情報技術)や栽培技術の進歩で、地面を耕さなくても上質な野菜を生産できるようになった。温度や湿度を調節した室内で天候に左右されずに効率よく栽培でき、糖度や栄養成分を一定に保つことができる。だが業界団体である日本施設園芸協会が16年に実施した調査では、回答した約100の工場のうち約4割が赤字経営だった。設備投資が先行し、電気代などの経費や税負担がかさむため、採算が取れないケースが多い。

安倍政権は規制緩和による農業への企業の参入促進を成長戦略の一つに掲げている。農地の解釈変更による税負担の軽減を通じ、農業の成長産業化を急ぐ。

▼植物工場 光や温湿度を管理してレタスやニンジンなどの野菜を栽培する屋内施設。太陽光を利用して光熱費を抑えつつ不足光量を人工光で補う太陽光型と、人工光のみ使う人工光型がある。いずれも土壤に左右されず完全無菌で生産可能だ。栽培期間も露地栽培の半分に短縮できる。

計測センサーなどのIT(情報技術)を使って、効率よく付加価値の高い農産物をつくる「IT農業」の主導役と期待されている。光の種類や加減で糖度などを調整する植物工場用発光ダイオード(LED)照明の開発や、植物工場の運営ノウハウの助言など関連ビジネスも生まれている。